

# 会 議 録(H P 公 開 用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和元年度 第13回（定例会）
2. 期 日：令和2年3月27日（金） 午前9時00分～午前11時00分
3. 会 議 場：庁議室

## 4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥 間 千 津 子	○		
教 育 委 員	平 得 永 幸	○		
教 育 委 員	喜 世 川 直 子	○		

## 5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金 城 睦 和  
教育指導課長 浦 崎 直 哉  
社会教育課長 嵩 本 さ ゆ り  
中央公民館長 新 垣 美 佐  
教育総務係長 吉 留 千 紘

傍聴人 入室（公開）

教 育 長：ただいまから、令和元年度 第13回定例教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について、議案第24号から議案第38号は人事に関する事項となっているため会議規則第6条第1項第2号に規定する非公開事項に該当します。従って、当該議案の審議については非公開としたいと思いますよろしいですか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。それでは、議案第24号から議案第38号の審議は非公開とします。また、公開とされた議事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。つづいて、会議規則第15条に基づき本日の会議の進行についてお諮りしま

す。議案第24号から議案第38号の審議が非公開とされましたので、始めに教育長諸般の報告、その後に議案第39号から議案第42号、必要があればその他の事項の審議を行い、その後に非公開の議案第24号以降の審議の順に進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。

## 6. 教育長諸般の報告

教 育 長：教育長諸般の報告は、お手元の資料に目を通してください。（※資料参照）他にご報告のある方はいらっしゃいますか。

教育長職務代理者：屋良小学校の卒業式に参加いたしました。その中で、ある卒業生のお兄さんが6年間使ったランドセルを引き続き今回の卒業生が6年間使い、合計12年間同じランドセルを大事に活用したとのことで、表彰を受けておりました。

委 員：現在、コロナウイルス感染予防で休校中のため、卒業式の練習は出来なかったと思いますが、3校ともに態度が良く、お辞儀がしっかり出来ておりました。卒業式当日に指導をされたようですが、保護者とともに卒業を祝うことが出来て、とても良かったです。

委 員：嘉手納幼小中学校の卒園式・卒業式に参加いたしました。嘉手納中学校の生徒達は中学生らしく、練習がなくてもしっかり対応できておりました。簡素化した式ではありましたが、生徒の私語もなく、感動的な卒業式だと思いました。嘉手納幼稚園は幼稚園教育を実感出来る場面が多々ありました。年長の園児は責任感があるようで、お辞儀をしっかりしていました。年少園児もおしゃべりする園児がいなくてとても良い卒園式でした。嘉手納小学校は保護者のマナーが良かったです。保護者代表の挨拶にはとても感動しました。卒業生のごく一部の生徒に私語があり、落ち着きがない態度が見られたのは残念でしたが、全体的には非常に素晴らしい卒業式でした。

教 育 長：お疲れ様でした。他にご意見はありませんか。これにて諸般の報告は閉じたいと思います。それでは協議題に入ります。

## 7. 協議題

### ①議案第39号

嘉手納町立幼稚園の学年休業日について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

教育指導課長：（※議案読み上げ）参考までに、嘉手納町立幼稚園管理規則を添付しておりま

す。規則第8条第1項第3号に「学年始休業日 4月1日から4月6日まで」と規定しておりますが、学年の準備等に時間が必要であることと、小学校と始業日を合わせたいということもあり、規則第8条第1項第9号の「前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日及び園長が必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日」の規定に基づき始業日を9日に変更したいと考えており提案させていただいております。

教育長職務代理者：午後の預かり保育の開始はどうなりますか。

教育指導課長：預かり保育は通常通り、6日から始まります。

教 育 長：他にご質問やご意見はございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町立幼稚園の学年休業日について承認いたします。

#### ②議案第40号

嘉手納町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令の公布について

#### ③議案第41号

嘉手納町立外語塾事務決裁規定の一部を改正する訓令の公布について

#### ④議案第42号

嘉手納町立図書館事務決裁規定の一部を改正する訓令の公布について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

教育総務課長：この3つの議案は、関連しますのでまとめて提案いたします。会計年度任用職員制度開始に伴う規則の改正となります。（※議案読み上げ）

教育総務係長：会計年度任用職員の制度について説明し、今回の例規改正についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。この資料は総務省から出された資料の一部を活用した資料となっております。会計年度任用職員制度につきましては、これまでの臨時職員・嘱託員の雇用形態から同一労働・同一賃金という観点で地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、令和2年度より会計年度任用職員制度が開始されることになりました。現行では臨時職員と嘱託員の位置づけが異なっております。会計年度任用職員制度が始まりますと、会計年度任用職員は「一般職の中の非常勤」の位置づけとなり、その中でフルタイムとパートタイムの2つの雇用形態に分かれます。これまでの臨時職員と嘱託員の区分がなくなり、会計年度任用職員に統一されることが、大きな変更点となります。

教 育 長：会計年度任用職員はフルタイムで働く人とパートタイムで働く人がいるということですね。

教育総務係長：はいそうです。しかし、嘉手納町はパートタイムの会計年度任用職員がほとんどとなり、一般職員より働く時間が少なくなる人が多数を占めます。

教育総務課長：一般職員は7時間45分勤務ですが、パートタイムは7時間勤務となり、これまでより45分、勤務時間が少なくなります。

委員：幼稚園の教諭の勤務時間はどうなりますか。

教育指導課長：学級担任を持つ教諭はフルタイムで勤務し、その他の教諭はパートタイム勤務となります。

教育総務係長：会計年度任用職員制度移行に伴い、事務決裁規定にある「臨時職員・嘱託員」の文言を「会計年度任用職員」に変更する必要があると、今回の規則改正となりました。嘉手納町会計年度任用職員の給与等に関する条例第6条をご覧ください。会計年度任用職員は、職務が1級と2級の区分に分かれます。1級が、「定型的又は補助的な業務を行う職務」、2級が「高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」となり、専門職等の方々該当します。この条例の改正内容を元に教育委員会の規則改正をしました。議案第40号の新旧対照表をご覧ください。今回人事に関する事項の任免の部分全体の改正としております。表の決裁区分が大きく「教育長」と「課長等」に分かれており、現行の嘱託員が「教育長」、臨時職員が「課長等」の決裁区分となっております。先ほどご説明したとおり、2級が嘱託員と同等、1級が臨時職員と同等となりますので、改正後の事務決裁規定は、2級が「教育長」、1級が「課長等」の決裁区分となります。議案第40号から議案第42号の3議案に関し、同様の内容となっております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

教育長：「同一労働・同一賃金」とありますが、この発想や背景はどこから出てきたのでしょうか。

教育総務係長：総務省の資料を見ていると、世の中の方向性が同一の職務に対し同じ賃金体系であるように見直す動きがあるようです。

教育長：総務省は、世間の状況がどうなっていると見ているのかが気になるところです。私は、全国の連合組合からの申し出があったのではないかと感じました。会計年度任用職員は、ある程度の責任を持ってもらいますか。

教育総務課長：はい。職員と同様に責任を持ってもらう意向です。「公務に準ずる」ということで宣誓書に署名させ、守秘義務や服務規程、専任義務を守っていただきます。それと同時に、待遇面も今より充実し、年休や期末手当、通勤手当等を付与します。

教育長職務代理者：フルタイムではなくパートタイムが多いと説明がありましたが、地方自治法等の関連があって、パートタイム雇用が多いのでしょうか。

教育総務課長：フルタイムの場合は退職金が発生しますが、パートタイムは退職金がありません。また、フルタイムよりも勤務時間が45分少ないです。会計年度任用職員が始まりますと、本町の令和2年度の人件費は7千万円程の増額となり、令和3年度にはさらに約1億円の増額が見込まれます。人件費を抑えるという面で、

ほとんどパートタイムで雇用することになりました。国からの補助金等はなく、市町村の単独費用で予算を賄わなければならない状況です。市の場合、臨時職員や嘱託員をそのまま会計年度任用職員として雇ってしまいますと、かなりの予算が必要となるため、雇用人数を縮小しているそうです。これまで2人の臨時職員を雇用していたとすれば、仕事量はそのままに、人数を1人に減らして、責任のある仕事をしてもらおうそうです。

社会教育課長：大きな市の方では何百名単位で雇用の減をするようで、それに伴い事業の実施が滞るという話を聞いています。

委員：パートタイムとフルタイムでは、勤務時間が45分違い、待遇や責任は同じとのことですが、休憩時間等も全て同じでしょうか。民間ですと6時間勤務のパートは休憩時間が30分で、勤務の実質時間数は5時間半の勤務となり、待遇が最低賃金を少し上回る賃金で、人件費をかなり抑えることが出来ております。

教育総務課長：嘉手納町はパートタイムの勤務が45分間少ない分、フルタイムで雇った場合の金額よりも45分少ない計算で雇用します。

教育長：他にご質問やご意見はございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、嘉手納町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令の公布について、嘉手納町立外語塾事務決裁規定の一部を改正する訓令の公布について及び嘉手納町立図書館事務決裁規定の一部を改正する訓令の公布について承認いたします。

傍聴人退室（非公開）

① 議案第24号

教育委員会職員の人事異動（案）について

教育長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教育長：他にご質問やご意見はありませんか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、教育委員会職員の人事異動（案）について承認いたします。

② 議案第25号

教育委員会筆頭課長の指名について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、教育委員会筆頭課長の指名について承認いたします。

③ 議案第26号

教育総務課会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、教育総務課会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

④ 議案第27号

令和2年度 教育指導課（教育指導係）会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、令和2年度 教育指導課（教育指導係）会計年度任用職員の雇用  
について承認いたします。

⑤ 議案第28号

令和2年度嘉手納町立学校学校医等の委嘱について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、令和2年度嘉手納町立学校学校医等の委嘱について承認いたします。

⑥ 議案第29号

令和2年度嘉手納幼稚園会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、令和2年度嘉手納幼稚園会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

⑦ 議案第30号

令和2年度屋良幼稚園会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、令和2年度屋良幼稚園会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

⑧ 議案第31号

社会教育課（社会教育課）会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、社会教育課（社会教育課）会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

⑨ 議案第32号

社会教育課（中央公民館）会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、社会教育課（中央公民館）会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

⑩ 議案第33号

社会教育課（嘉手納外語塾）会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、社会教育課（嘉手納外語塾）会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

⑪ 議案第34号

社会教育課（町立図書館）会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、社会教育課（町立図書館）会計年度任用職員の雇用について承認いたします。



⑫ 議案第35号

社会教育課（町史文化財係）会計年度任用職員の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、社会教育課（町史文化財係）会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

⑬ 議案第36号

嘉手納町中央公民館運営委員会委員の委嘱について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町中央公民館運営委員会委員の委嘱について承認いたします。

⑭ 議案第37号

嘉手納町図書館協議委員会委員の委嘱について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町図書館協議委員会委員の委嘱について承認いたします。

⑮ 議案第38号

嘉手納町文化財調査審議会委員の委嘱について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町文化財調査審議会委員の委嘱について承認いたします。

以上をもちまして、第13回定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

8. 報告事項

9. その他事項

10. 会議録の署名人

教 育 長

北嘉季勝 

教育長職務代理者

奥間千津子 